

【法人開設】一部変更許可申請 (事前に変更許可が必要となる場合)

◆ **診療所開設許可事項中一部変更許可申請書と【添付書類】をそれぞれ2部ずつ**
(保健所提出用、開設者控え(副本)用)ご提出ください。

事前(標準処理期間は 15 開庁日)に申請が必要な主な事項と添付書類

変更事項	必要書類	注意事項
(1) 開設の目的及び維持の方法	【変更許可申請書】必要 【添付書類】 ※	※根拠となる書類
(2) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の定員	【変更許可申請書】必要 【添付書類】 なし	※外来標ぼう時間中に在院されるスタッフ人数(一日最大数)を変更する場合。(従業員の人数変更は該当しません) ※その他、従業員の内訳を記載
(3) 敷地の面積及び平面図	【変更許可申請書】必要 【添付書類】 必要	※[変更前] [変更後]の敷地平面図及び、 [変更後]の敷地面積がわかる書類
(4) 建物の構造、設備の概要及び平面図	【変更許可申請書】必要 【添付書類】 必要	※各室の用途を示した[変更前] [変更後]の診療所の平面図 ※有床診療所において、診療用エックス線装置の設置又は移設を行う場合は、使用する室の平面図及び側面図(遮へい物を記載したもの)、装置の仕様書(型式、定格出力、製造販売業者名、薬事法承認番号の確認できるもの)の写しも添付のこと。 ※その他、契約書等も必要になる場合があります。
(5) 病床数	【変更許可申請書】必要 【添付書類】 ※	※事前に、京都府医療課(TEL:075-414-4748)にご相談ください。 ※増床又は病室の移転等を行う場合は、新たに病床設置許可事項中一部変更許可申請及び構造設備使用許可申請が必要です。詳しくは、医療衛生企画課までお問合せください。

申請及び届出は、医務担当窓口までご提出が必要ですが、やむを得ない事情がある場合は、郵送も受付しております。その際は必ず**切手を貼った返信用封筒**又は、**レターパックの同封**をお願いします。
また、書類の不備や補正が多発しております。郵送での申請にあたっては、内容についてメール等で**事前相談**を行ったうえで送付いただきますようお願いいたします。また、**ご担当者のお名前と連絡先**を記入してください。